

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月30日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第28号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年佐賀県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第2号又は前条第3号に規定する職員にあっては、<u>10年</u>）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は、第3条第1号又は第4条第1号若しくは第2号に規定する職員にあっては35年、第3条第2号又は第4条第3号に規定する職員にあっては<u>10年</u>とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等にあっては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、次の各号に掲げる職員に対する同表の適用については、当該各号に定める期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第2号又は前条第3号に規定する職員にあっては、<u>15年</u>）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は、第3条第1号又は第4条第1号若しくは第2号に規定する職員にあっては35年、第3条第2号又は第4条第3号に規定する職員にあっては<u>15年</u>とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等にあっては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、次の各号に掲げる職員に対する同表の適用については、当該各号に定める期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p>

改正前

第7条 第3条又は第4条に規定する職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第3条第2号又は第4条第3号に規定する職員にあつては、10年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員
	1種	2種	3種	
	円	円	円	円
1年未満	413,300	367,600	307,800	30,000
1年以上2年未満	413,300	367,600	307,800	27,000
2年以上3年未満	413,300	367,600	307,800	24,000
3年以上4年未満	413,300	367,600	307,800	21,000
4年以上5年未満	413,300	367,600	307,800	18,000
5年以上6年未満	413,300	367,600	307,800	15,000
6年以上7年未満	413,300	367,600	307,800	12,000
7年以上8年未満	413,300	367,600	307,800	9,000
8年以上9年未満	413,300	367,600	307,800	6,000
9年以上10年未満	413,300	367,600	307,800	3,000
10年以上11年未満	413,300	367,600	307,800	

改正後

第7条 第3条又は第4条に規定する職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第3条第2号又は第4条第3号に規定する職員にあつては、15年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員
	1種	2種	3種	
	円	円	円	円
1年未満	413,800	368,000	308,000	30,000
1年以上2年未満	413,800	368,000	308,000	30,000
2年以上3年未満	413,800	368,000	308,000	30,000
3年以上4年未満	413,800	368,000	308,000	30,000
4年以上5年未満	413,800	368,000	308,000	30,000
5年以上6年未満	413,800	368,000	308,000	30,000
6年以上7年未満	413,800	368,000	308,000	30,000
7年以上8年未満	413,800	368,000	308,000	30,000
8年以上9年未満	413,800	368,000	308,000	30,000
9年以上10年未満	413,800	368,000	308,000	30,000
10年以上11年未満	413,800	368,000	308,000	25,000

改正前					改正後				
11年以上12年未満	<u>413,300</u>	<u>367,600</u>	<u>307,800</u>		11年以上12年未満	<u>413,800</u>	<u>368,000</u>	<u>308,000</u>	<u>20,000</u>
12年以上13年未満	<u>413,300</u>	<u>367,600</u>	<u>307,800</u>		12年以上13年未満	<u>413,800</u>	<u>368,000</u>	<u>308,000</u>	<u>15,000</u>
13年以上14年未満	<u>413,300</u>	<u>367,600</u>	<u>307,800</u>		13年以上14年未満	<u>413,800</u>	<u>368,000</u>	<u>308,000</u>	<u>10,000</u>
14年以上15年未満	<u>413,300</u>	<u>367,600</u>	<u>307,800</u>		14年以上15年未満	<u>413,800</u>	<u>368,000</u>	<u>308,000</u>	<u>5,000</u>
15年以上16年未満	<u>413,300</u>	<u>367,600</u>	<u>307,800</u>		15年以上16年未満	<u>413,800</u>	<u>368,000</u>	<u>308,000</u>	
16年以上17年未満	<u>408,900</u>	<u>363,600</u>	<u>304,500</u>		16年以上17年未満	<u>409,400</u>	<u>364,000</u>	<u>304,700</u>	
17年以上18年未満	<u>404,500</u>	<u>359,600</u>	<u>301,200</u>		17年以上18年未満	<u>405,000</u>	<u>360,000</u>	<u>301,400</u>	
18年以上19年未満	<u>400,100</u>	<u>355,600</u>	<u>297,900</u>		18年以上19年未満	<u>400,600</u>	<u>356,000</u>	<u>298,100</u>	
19年以上20年未満	<u>395,700</u>	<u>351,600</u>	<u>294,600</u>		19年以上20年未満	<u>396,200</u>	<u>352,000</u>	<u>294,800</u>	
20年以上21年未満	<u>391,300</u>	<u>347,600</u>	<u>291,300</u>		20年以上21年未満	<u>391,800</u>	<u>348,000</u>	<u>291,500</u>	
21年以上22年未満	<u>371,900</u>	<u>330,700</u>	<u>277,500</u>		21年以上22年未満	<u>372,400</u>	<u>331,100</u>	<u>277,700</u>	
22年以上23年未満	<u>352,100</u>	<u>313,500</u>	<u>263,500</u>		22年以上23年未満	<u>352,600</u>	<u>313,900</u>	<u>263,700</u>	
23年以上24年未満	<u>332,800</u>	<u>296,800</u>	<u>250,000</u>		23年以上24年未満	<u>333,300</u>	<u>297,200</u>	<u>250,200</u>	
24年以上25年未満	<u>313,400</u>	<u>279,900</u>	<u>236,100</u>		24年以上25年未満	<u>313,900</u>	<u>280,300</u>	<u>236,300</u>	
25年以上26年未満	<u>293,900</u>	<u>263,000</u>	<u>222,400</u>		25年以上26年未満	<u>294,400</u>	<u>263,400</u>	<u>222,600</u>	
26年以上27年未満	<u>271,200</u>	<u>242,200</u>	<u>204,800</u>		26年以上27年未満	<u>271,700</u>	<u>242,600</u>	<u>205,000</u>	
27年以上28年未満	<u>249,000</u>	<u>221,800</u>	<u>187,700</u>		27年以上28年未満	<u>249,500</u>	<u>222,200</u>	<u>187,900</u>	
28年以上29年未満	<u>226,600</u>	<u>201,400</u>	<u>170,400</u>		28年以上29年未満	<u>227,100</u>	<u>201,800</u>	<u>170,600</u>	
29年以上30年未満	<u>203,800</u>	<u>180,600</u>	<u>152,800</u>		29年以上30年未満	<u>204,300</u>	<u>181,000</u>	<u>153,000</u>	
30年以上31年未満	<u>179,000</u>	<u>158,700</u>	<u>134,800</u>		30年以上31年未満	<u>179,500</u>	<u>159,100</u>	<u>135,000</u>	
31年以上32年未満	<u>154,100</u>	<u>136,800</u>	<u>116,500</u>		31年以上32年未満	<u>154,600</u>	<u>137,200</u>	<u>116,700</u>	
32年以上33年未満	<u>129,500</u>	<u>115,100</u>	<u>98,600</u>		32年以上33年未満	<u>130,000</u>	<u>115,500</u>	<u>98,800</u>	
33年以上34年未満	<u>91,400</u>	<u>83,200</u>	<u>72,600</u>		33年以上34年未満	<u>91,900</u>	<u>83,600</u>	<u>72,800</u>	
34年以上35年未満	<u>56,100</u>	<u>53,400</u>	<u>48,300</u>		34年以上35年未満	<u>56,600</u>	<u>53,800</u>	<u>48,500</u>	

改正前	改正後
備考 略	備考 略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条から第7条までの改正規定及び別表中2項職員の欄の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 別表中1項職員の欄の改正規定は、平成28年4月1日から適用する。